

令和5年度 専門家派遣によるハンズオン支援 募集要領

(応募受付期間)

令和5年2月3日(金)～2月24日(金)17:00 必着

(応募申請先、事前相談及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 河村、渡邊、森下

TEL : 03-5253-8111 (内線 26522、26523、26532)

FAX : 03-5253-1548

電子メール : hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

令和5年1月

国土交通省 総合政策局

1. 背景・目的

PPP/PFI は、公的部門の負担削減による財政健全化と、民間の資金・創意工夫の活用や新たなビジネス機会の拡大による経済成長という両面で効果を発揮するものであり、積極的に推進することが重要です。

しかしながら、人口 20 万人未満の地方公共団体においては、地方公共団体の体制が十分でないこと、ノウハウが十分でないことなどから、必ずしも PPP/PFI の活用が進んでいるとは言えない状況にあります。また、PPP/PFI を活用している地方公共団体においても事業化に係る手続きを全て外部委託しているために職員にノウハウが蓄積されず、自主的・自立的に PPP/PFI を推進する体制が構築されにくいという指摘もあります。

こうした状況を踏まえて、「専門家派遣によるハンズオン支援」では、人口 20 万人未満の市町村に専門家を派遣し、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等事業化に向けて必要な手続き、事後評価を地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行い、当該地方公共団体の案件形成を推進するとともに、その成果を横展開¹することを目的としております。

2. 支援の仕組み

2. 1 支援対象

PPP/PFI 事業を継続して実施する意向のある人口 20 万人未満の地方公共団体であって、以下の要件に該当する地方公共団体を支援対象とします。

- ① 本支援により事業化を進める PPP/PFI 事業（以下、支援対象事業という）が国土交通省所管であること
 - ② 支援対象事業について、PPP/PFI の導入方針が庁内で決定していること
 - ③ 地域プラットフォーム等に所属する地方公共団体であること
 - ④ 本支援を受け作業を行う担当職員が、本支援終了後も支援対象事業を引き続き担当することが予定されていること。
- ※ なお、官民連携に関する専門部署を有している又は設置する予定である団体は選考にあたって考慮する。
- ※ なお、本支援を実施するにあたり、支障となる事情がないこととする。

¹ 本支援より得られた官民連携事業の具体化のポイントは国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html にて公表しています。

2. 2 支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、地方公共団体職員自らが行う事業スキーム案の検討、サウンディングの実施や必要な書類の作成に際して、ハンズオン支援を行います（メール・電話による助言も含みます）。

（参考）令和4年度の一団体あたりの派遣日数：10日程度（サウンディングや他自治体への視察訪問同行等を含む）

具体的には以下のような支援内容を想定しています。なお、地方公共団体において支援内容の実施に係る費用を負担していただくことはありません。

ハンズオン支援の内容
<ul style="list-style-type: none">・ 事業スキーム案の検討に対する助言・ 民間事業者への個別ヒアリング、サウンディングの準備・実施支援（資料作成やサウンディング等への同席等）・ サウンディング等の結果を踏まえた事業スキームの詳細検討に対する助言・ 募集要項等公募資料の作成支援・ 事業者選定に係る諸手続に対する助言・ 事後評価に対する助言
等

2. 3 支援期間

国土交通省とコンサルタントの業務委託契約締結後から令和6年3月15日（金）までを支援期間とします。

2. 4 支援要件

支援に当たっては、以下の要件を満たしていただく必要があります。

- ・ 国土交通省と連携・協力して主体的に調査・検討を進めること
- ・ 支援事業終了後も引き続き官民連携の推進が図られるよう持続可能な庁内の連携体制づくりに取り組むこと（例えば、PPP/PFI 専門部局がある場合は、事業担当部局と PPP/PFI 専門部局が連携しながら検討を進める等の取組が考えられる）。
- ・ 支援対象事業に係る過年度の報告書等があれば、当該支援業務の企画競争に参加する者へ共有することに同意すること
- ・ 本業務の委託事業者公募の際、3.2の応募申請書及び参考資料について提案事業者に対して内容を共有することに同意すること
- ・ 支援結果の横展開を図るため、次の項目に対応すること。

- ・ 調査報告書の国土交通省ホームページでの公開
- ・ 調査報告書に対する外部からの問合せの記録及び国土交通省への報告
- ・ 国土交通省が実施する官民連携に関する調査や情報収集等への協力
- ・ ブロックプラットフォームの活動への協力
- ・ 庁内及び所属するプラットフォーム等において支援成果の共有
- ・
- ・ 支援終了後に、事業化に向けての進捗状況、課題等について、フォローアップ調査等に協力すること。なお、調査実施後において、事業を断念、中止すると判断された場合においては、その原因を整理し、報告すること。

3. 応募申請について

3. 1 応募主体

応募主体は人口 20 万人未満の地方公共団体とします。

3. 2 応募申請書

別添の応募様式 1 及び応募様式 2 に必要事項を記入の上、参考資料を含めて電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、問合せをさせていただく場合がございますのでご留意ください。

3. 3 応募受付期間

令和 5 年 2 月 3 日（金）10:00～2 月 24 日（金）17:00 必着

3. 4 提出及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 河村渡邊、森下

TEL：03-5253-8111（内線 26522、26523、26532）

電子メール：hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

3. 5 選定方法

支援対象については、応募様式の内容と応募者へのヒアリング実施結果等をもとに、

- ・ 庁内における政策方針・合意形成の状況
- ・ 検討課題等の新規性・汎用性

等を総合的に勘案の上、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、4

地方公共団体程度を選定させていただきます。

4. 本事業における留意点

- ・本事業の実施は、令和5年度予算の成立を条件とし、予算成立後に行うこととします。
- ・応募に際しては、調査内容が本事業の趣旨・要件に沿っているか等を確認していただくため、事前に御相談いただくことをお勧めします。
- ・原則として、対象の公共施設に関する PPP/PFI の導入・事後評価を検討する国の他の支援制度との併用はできません。